

<報道発表資料>

令和7年12月19日

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

令和7年度第2回京都を彩る建物や庭園審査会の開催

(非公開)

この度、京都市では、令和7年度第2回京都を彩る建物や庭園審査会を開催します。

なお、本審査会は、京都市市民参加推進条例第7条第1項ただし書き及び京都市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報を取扱うため、非公開とします。

1 日 時

令和7年12月26日（金）午前10時から午前12時まで

2 会 場

京都市役所 分庁舎地下1階 文化市民局第一会議室
(〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地)

3 議 題

令和7度京都を彩る建物や庭園の選定及び認定について

※ 非公開理由…議論となる建物や庭園が個人所有のものを含むため

4 委 員

(敬称略、50音順)

氏 名	役 職 等
以倉 敬之	「まいまい京都」代表
石田 潤一郎	武庫川女子大学教授
恵谷 浩子	奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室長
小出 祐子	大阪芸術大学芸術学部建築学科准教授
坂間 道子	市民公募委員
地野 裕子	Cultural Edu-Tourism Council 主催
前田 尚武	京都美術工芸大学特任教授、京都モダン建築祭実行委員
町田 香	瓜生山学園京都芸術大学准教授
吉田 友彦	立命館大学教授

(参考)

- 京都市市民参加推進条例（抄）
(附属機関等の会議の公開)

第7条 附属機関の会議及び市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

- 京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報（一部）

- プライバシー情報（第7条第1号）

特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくない
と認められるもの